

会議の概要（議事録）

会議の名称	(番号) 1 - 03	令和3年度第2回 墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会		
開催日時	令和3年9月16日(木) 午前10時から午前11時20分まで			
開催場所	オンライン会議			
出席者数	16名 【委員】 安藤朝規 安藤玲子 しもむら 緑 たかはし のりこ 田中 哲 戸井田 光弘 松村雅生 森田典子(50音順・敬称略) 【主管課】 福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当) 高齢者福祉課地域支援係長 福祉保健部副参事(相談支援担当) 生活福祉課生活支援・相談支援主査 【事務局】 総務部長 総務課長 総務課文書管理係長 総務課文書管理係主任			
会議の公開 (傍聴)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開(傍聴できる)	<input type="checkbox"/> 部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	(諮問事項) 1 「新しい生活様式における地域活動と健康に関する調査」における個人情報の外部提供について 2 「重層的支援体制整備事業」における支援会議に係る支援対象者の個人情報の本人外収集及び目的外利用について (報告事項) 3 目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加等について			
配付資料	【議題1】 資料1 「新しい生活様式における地域活動と健康に関する調査」における個人情報の外部提供について(概要) (別紙1) アンケート調査依頼文 (別紙2) アンケート調査票 資料2 運営審議会諮問事項調書(高齢者福祉課) 【議題2】 資料3 「重層的支援体制整備事業」における支援会議に係る支援対象者の個人情報の本人外収集及び目的外利用について(概要) (別紙3) 事業の概念図 (別紙4) 支援想定事例 資料4 運営審議会諮問事項調書(生活福祉課) (別紙5) インテーク・アセスメントシート			

	<p>【議題 3】 資料 5 目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加等について (別紙 6) 報告事項別紙</p>
<p>会 議 概 要</p>	<p>今般の運営審議会については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、オンラインによる会議の開催とした。</p> <p>【諮問事項 1】「新しい生活様式における地域活動と健康に関する調査」における個人情報の外部提供について 福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当)による概要説明の後、種々意見交換を行った結果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(委 員) 令和 2 年度に他の自治体が行った調査において、個人情報の取扱いに関して何かアクシデントはあったか。 (福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当)) アクシデントは特になかったと聞いている。</p> <p>(委 員) 外部提供の方法について、資料には 9 0 0 0 人の発送用名簿を手渡しするとあるが、どのような形で渡すのか。紙の名簿を渡すのか。U S B フラッシュメモリなどの記録媒体にデータを入れて渡すのか。 (福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当)) C D - R O M か U S B フラッシュメモリにデータを入れて渡すことを予定している。</p> <p>(委 員) 宛名ラベル作成後の発送用名簿や使用しない宛名ラベルは消去するとあるが、消去は発送用名簿のデータが入った媒体も含めて行うのか。 (福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当)) 媒体内のデータ消去も行う。消去後に、データ消去証明書を区に提出させる。</p> <p>(会 長) 概要資料の「2 個人情報の外部提供について」にデータクリーニングとあるが、それはどのようなことか。 (高齢者福祉課地域支援係長) 前年度他の自治体で調査票を回収したところ、年齢や性別の記載のないものが 3 0 0 から 4 0 0 枚程度あったと聞いている。年齢や性別に記入漏れがあると、せっかく回答を得ても分析対象とすることができない。回答をいただいたものができるだけ統計に反映させたいので、調査票にあらかじめ日常生活圏域、年齢層の区分及び性別を記号化して記載しておき、調査票回収後に回答に不備があれば補完して無効となる調査票を減らす処理を行う。</p> <p>(会 長) 健康長寿医療センターは、記号から個人を識別できるのか。 (高齢者福祉課地域支援係長) アンケートは無記名なので個人を識別することはできないが、調査票に記載して</p>

<p>会議概要</p>	<p>ある記号から日常生活圏域、年齢層の区分、性別は判別できる。</p> <p>(委員)</p> <p>東京都の1区1市で同一の調査を行うとのことであるが、この調査を行う自治体として、墨田区が選定されたのはなぜか。</p> <p>(福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当))</p> <p>調査について各区市町村に提示され、墨田区から希望させていただいた。墨田区は介護予防に力を入れており、介護予防を目的とした住民の自主グループが400近くあるという実績も考慮に入れられたのではないかと。</p> <p>(委員)</p> <p>調査の分析結果は、今後どのようなことにつながるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当))</p> <p>サロンなど通いの場の拡大を目標にしているため、介護予防事業に参加が難しい理由を分析し、事業の見直しや区民のニーズにあった施策を行っていききたい。</p> <p>(委員)</p> <p>アンケートの項目が多いので、高齢の方が全部回答するのはハードルが高いと感じた。</p> <p>(福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当))</p> <p>健康長寿医療センターと墨田区で分析に必要な項目を絞った。確かに多くて大変かもしれないが、過去の同種の調査を見ても、回答してもらえないということはないと考えている。</p> <p>(会長)</p> <p>アンケートの項目を見ると、行政目的と研究目的の両方の項目があると感じた。</p> <p>(委員)</p> <p>この調査は共同調査でよろしいのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当))</p> <p>健康長寿医療センターが行う調査に墨田区が協力する形である。</p> <p>(委員)</p> <p>健康長寿医療センターからアンケートの協力のお願いが届いたときに、健康長寿医療センターがどういうものなのか区民は分からないのではないかと。受け取る側が分かるように説明を加え、情報提供の仕方を工夫してはどうか。</p> <p>(福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当))</p> <p>別紙1の「ご協力のお願ひ」で説明を入れてあるが、分かりやすい説明となっているか改めて確認したい。</p> <p>(会長)</p> <p>公益性のある目的であり、外部提供されるデータは限定的ではあると考える。</p> <p>(会長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいかと。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p> <p>【諮問事項2】「重層的支援体制整備事業」における支援会議に係る支援対象者の個人情報の本人外収集及び目的外利用について</p> <p>福祉保健部副参事(相談支援担当)による概要説明の後、種々意見交換を行った結</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>果、差し支えないものとして承認した。発言内容については、以下のとおりである。</p> <p>(委 員)</p> <p>本事業の対象となる人数はどれくらいを想定しているのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>事業を本格的に始めてみないと分からないが、昨年、高度困難事例がどのくらいあるか各相談機関にアンケートした結果、300件くらいの報告があった。今年度は試行で、匿名・匿住所による支援会議をこれまでに3回開催したところ、6件の事例が挙げられた。</p> <p>(委 員)</p> <p>本人通知について、通知をするか否かは誰が判断するのか。また、条例上通知しないことは可能なのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>支援会議の中で互いの支援方法を情報共有し、最も支援対象者のためになる方法を協議した上で、本人通知については相談を受けた相談支援機関で決定する。</p> <p>例として、別紙4の支援想定事例のケースで説明する。80代の父親を社会福祉協議会が支援しているが、社会福祉協議会からは父親が心配している50代のひきこもりの長男とはコンタクトが取れなかった。支援会議に相談したところ、保健センターが長男の支援をしている中で、長男と父親の折り合いが悪く、長男から父親には情報提供しないでほしいと言われていることが判明した。このような場合は、支援会議で世帯全体の状況を共有していたとしても、保健センターが行う長男の支援に当たっては、父親も含めた世帯の支援の方法を支援会議で相談していることを通知しないという判断をし得る。</p> <p>(事務局)</p> <p>本人通知が原則だが、本人通知を省略する場合は、本審議会に諮問することになっている。条例上は、審議会がやむを得ないということで承認すれば、通知しないことができる。</p> <p>(委 員)</p> <p>支援会議以外への情報提供はなされるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>支援会議以外には個人情報を持ち出せない。支援を行うに当たり、多機関協働事業につながり際には、関係機関が情報共有することについて必ず本人同意をとる。作成した支援プランについても本人同意をとる。</p> <p>(委 員)</p> <p>アウトリーチをする場合は、相談を受けた機関が引き続きアウトリーチをするのか。それとも他の機関が行うのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>相談を受けた機関がまずは本人につながり、支援方法としてアウトリーチを委託することもある。委託する際も相談を受けた機関の職員と一緒にいくようにするので、本人が全く知らない他人が突然訪問することはない。</p> <p>(委 員)</p> <p>支援会議の構成員として地域住民等関係者が挙げられているが、その役割や留意点があれば教えてほしい。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>地域住民の方はその地域のことに詳しいので、行政が聞き取りに行ったり、支援</p>
----------------	--

<p>会議概要</p>	<p>会議で情報提供していただいたりすることがある。留意点としては、支援会議で知ったことは、支援会議が終われば外には漏らさないようお願いすることとしている。</p> <p>(委員)</p> <p>地域のことで相談となる窓口としては、支援会議ということになるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>地域住民から相談を受けた相談支援機関を通じて支援会議に情報提供していただく仕組みを構築している。例えば、民生委員からの相談だと、社会福祉協議会が窓口となり、必要に応じて社会福祉協議会が支援会議に上げることになる。</p> <p>(委員)</p> <p>個人情報の安全管理として、構成員における情報の管理状況を確認するとあるが、具体的にはどのようなことか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>会議資料をそれぞれの課に持ち帰った場合には、施錠された場所に保管しているかなどを確認する。</p> <p>(会長)</p> <p>支援会議の構成員には守秘義務があるとのことだが、守秘義務が適用される範囲はどこまでか。地域住民等関係者も対象か。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>支援会議で情報提供したり、支援会議に参加したりした人は全て対象となる。</p> <p>(会長)</p> <p>このように情報の取扱いについて法で規定してあるのであれば、個人情報の目的外利用なども法で規定してくれればよいと思う。</p> <p>(委員)</p> <p>支援会議というのは既存の相談支援機関の合同会議のようなものか。主催し、運営する責任を持つのはどこか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>包括的支援事業を所管している福祉保健部副参事(相談支援担当)であり、要綱で支援会議の会長とする。</p> <p>(委員)</p> <p>守秘義務違反について問題を議論する場合、責任を持つのは会長ということになるのか。</p> <p>(福祉保健部副参事(相談支援担当))</p> <p>支援会議の主催者である福祉保健部副参事(相談支援担当)が一次的な責任を持ち、全体の統括としては福祉保健部長ということになる。</p> <p>(会長)</p> <p>本案件については、深刻な社会問題に対応するもので重要な事業だが、一方で秘匿性が高い情報を取り扱うことになる。試行段階で個人情報の管理に気を付け、良い仕組みを作っていただきたい。</p> <p>(会長)</p> <p>種々意見が出たところではあるが、この諮問については差し支えないものとして承認してよろしいか。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし。</p>
-------------	---

<p>会 議 概 要</p>	<p>【報告事項】目的外利用及び外部提供に係る一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加等について 事務局から一括承認事項の承認基準に該当する法令名の追加等の報告について、概要を説明した。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>総務部総務課文書管理係（電話03 - 5608 - 6241）</p>